資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価方法書の説明会 概要 【諏訪部地域】

1 開催概要

開催日時		令和4年5月21日(土)10:00~11:20
開催場所		清浄園
	住 民	13 名 (諏訪部地区住民 11 名)
出席者	行 政	土屋広域連合長、吉澤上田市副市長、他関係職員 12 名
	報道関係	2社
郑明 帝 臣		①環境影響評価 方法書の手続と今後の手続
説明要旨		②事業計画の概要

2 主な質疑応答

No	項目	質問・意見等	回答
1	方法書(調査地点	方法書で、施設の建設工事	方法書で示した調査地点は現
	の選定)について	や稼働時における環境影響	況把握を目的として選定した。
		の調査地点を特定させるの	工事中や稼働時の調査をする、
		カゥ。	いわゆるモニタリング調査地点
			については、環境影響評価とは別
			に選定する。
2		地域の要望を踏まえ、モニ	地域の安全・安心を確保できる
		タリング調査地点の選定は	よう、話し合いながら取り組んで
		柔軟に対応してほしい。	いく。モニタリング調査地点は、
			環境影響評価で選定した地点と
			は別に増やす考えである。
3		諏訪部地域内に新たに調	環境影響評価とは別に、安心を
		査地点を増やせないか。	確保するためのモニタリング調
			査を行う。モニタリング調査地点
			については、諏訪部の皆様と話し
			合いながら選定したい。

No	項目	質問・意見等	回答
4	方法書評価項目	調査地点が建設候補地か	配慮書の予測結果により、煙突
	(一般大気質、悪	ら1キロメートル以上離れ	から排出されるガス濃度が最も
	臭、土壌汚染)につ	ているが、科学的な理由は何	高くなる地点が、建設候補地から
	いて	カ・。	半径1~1.5キロメートルとなっ
			たためである。
5		諏訪部を調査地点から意	No1~No4、No6の回答のとおり、
		図的に外したのではないか	県の指針や配慮書の予測結果か
		と誤解されないか心配だ。	ら調査地点を選定している。モニ
			タリング調査は、諏訪部地域内で
			行いたい。
6	方法書評価項目	無風時を考慮し、建設候補	あくまでも、環境影響評価の現
	(一般大気質) に	地から近い諏訪部内でも調	地調査は、現状把握を目的として
	ついて	査をお願いしたい。	いる。
			安全・安心の観点から環境影響
			評価とは別に実施するモニタリ
			ング調査は、諏訪部自治会内でも
			実施する。
7	方法書説明会につ	今回の説明会開催通知は	諏訪部地域の住民、下沖振興組
	いて	何通送付したか。	合及び事業所の皆様へ合計約240
			通郵送した。
8	施設設計について	煙突高さを 59 メートルと	配慮書で、煙突高さ 59 メート
		した理由は何か。	ルと 80 メートルの検討を行っ
			た。
			煙突高さが高い方が、より拡散効
			果があり、各地点の汚染物質濃度
			は低くなったが、環境に大きく影
			響を与えるほどの差では無いと
			いう結論であった。他にも景観や
			経済性、維持管理性など総合的に
			比較検討し、航空法の規制対象外
			となる最大高さの 59 メートルと
			した。

No	項目	質問・意見等	回答
9	事業の進め方につ	反対者を押し切って事業	反対者に対しては、引き続き話
	いて	を進める決意はあるか。	し合いながら歩み寄っていきた
			い。いかなる状況であっても、事
			業を前に進める決意である。
10		この説明会結果の周知は、	秋和、上塩尻、下塩尻及び諏訪
		ホームページだけでなく、住	部地域住民に対して、4会場の会
		民配布を考えているか。	議概要を一つにまとめた印刷物
			と説明資料を配布予定である。
11		先進地視察を通して、住民	先進地視察も含め、様々な方法
		との合意形成に向け進めて	を検討していく。
		もらいたい。	
12	地域のまちづくり	地域振興策について、資源	環境影響評価と並行し、地域の
	について	循環型施設建設可否の判断	まちづくりについて話し合いを
		を待たず、今から動くべき	始めた。諏訪部地域の皆様とも話
		だ。	し合う機会を設けていく。
13		余熱を利用した具体的な	行政から一方的に示すのでは
		地域振興策の案を、行政から	なく、地域住民からの御意見、御
		示せないか。	要望等を踏まえ提案したい。御意
			見等お寄せいただきたい。
14		資源循環型施設建設と地	同時期の着工を目指している。
		域振興施設建設のスケジュ	
		ール感はどうか。	
15		地域振興施設の建設は環	環境影響評価の対象事業は県
		境影響評価の対象となるの	の条例等で定められている。地域
		カゝ。	振興施設は対象とならない。

3 説明会後に会場で出された質疑応答

No	項目	質問・意見等	回答
1	事業の進め方につ	行政の手続き上、環境影響	法律や条例、行政手続きの上で
	いて	評価や建設工事に着手する	は、地元同意は義務付けられてい
		には、地元自治会の同意が必	ない。
		須か。	